

真庭市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例

パブリックコメント用案

令和7年9月

真庭市

指定地域共同活動団体制度の導入について

1 国が制度を創設した背景

➤ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み（プラットフォーム）を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申（令和5年12月）〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正により、「指定地域共同活動団体」制度を創設。

公共私連携⇒地域における共助の仕組みを支える主体間の連携（自主性・自立性のある地域の取組みを行政が支援）

【必要性の理由】

地域社会・様々な課題や資源制約が顕在化、人口減少による市場の縮小による民間事業者の撤退やサービスの縮小

⇒人手不足や複雑化する課題に対応するため、主に行政が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要

第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)から一部抜粋

2 制度導入の目的等

地域で自主的・自立的に地域課題に取り組む共同活動の中核となる団体（例：地域自主組織、NPO法人など）からの申請を受け、一定の要件を満たした場合に、市が条例で定める特定地域共同活動を行う団体として「指定」し、行政との連携を強化、活動に対する支援体制を明確化することで、地域の主体的な活動を推進することが目的⇒主に次の4つのことを市と指定地域共同活動団体が連携して地域課題に取り組むことができる。

1 特定地域共同活動への支援⇒活動補助、情報提供、研修や他団体との交流機会の提供等

2 活動間の調整⇒指定地域共同活動団体が連携したい団体等との協議の場の設定や、連携の対象となる団体の紹介

3 随意契約⇒市の事務(市の事務と関係する特定地域共同活動)の委託

4 行政財産の貸付⇒行政財産を使用して特定地域共同活動を行うこと

指定地域共同活動団体制度の導入について

3 制度の概要

【施行期日】令和6年9月26日

1. 主体の指定

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- ・自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

- 地域的な共同活動のイメージ
 - ・地域の美化・清掃
 - ・高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
 - ・高齢者・子どもの見守り 等

市町村長が指定することができる

右記の要件を満たすものを、

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において 住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動 を行う
- ・ 地域の 多様な主体との連携 等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営 その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の 支援 を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に 調整を求める ことができる
- ・ 市町村から 行政財産の貸付け、関連事務の 随意契約による委託 を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催

- 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
- 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を 一体的に実施

- 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



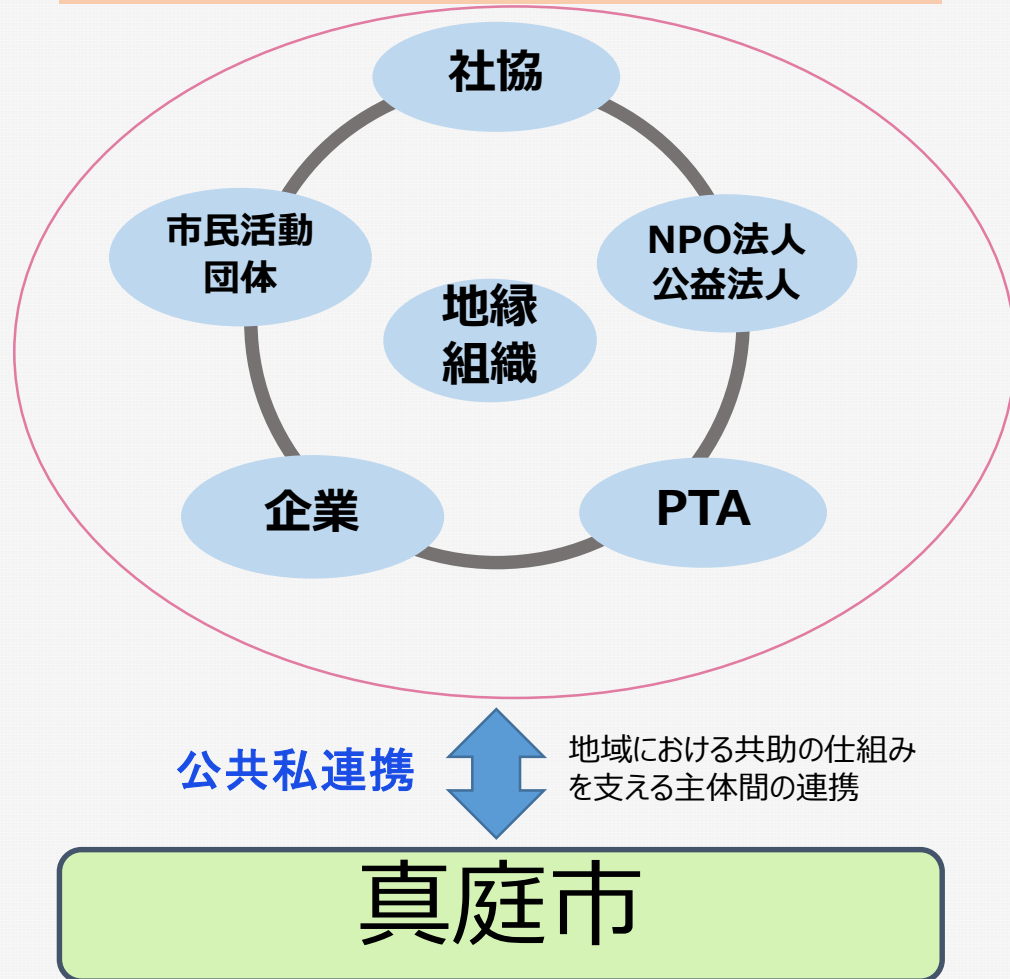
指定地域共同活動団体制度の導入について

4 概要図

地域内の地縁組織を核として多様な主体で構成された地方自治法に基づく団体
多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み

指定地域共同活動団体

※地域自主組織が核となる。法人格は要件でない。



【取組の概要】

人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する連携・協働のプラットフォームを構築する取組

- 1 市町村長は、地縁による団体、その他の団体で、次の要件を備えるものを指定地域共同活動団体として**指定**することができる
 - (1) 特定地域共同活動を効率的かつ効果的に行う
 - (2) 民主的、透明性、その他条例で定める適正な運営する要件を備える
 - (3) 総務省令で定める事項を内容とする定款などを定めている
 - (4) 条例で定める要件を備える
- 2 市町村は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動を**支援**する
- 3 指定地域共同活動団体は関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができ、市町村長は**調整**を図らなければならない
- 4 市町村は、市町村の事務処理の委託を指定地域共同活動団体に**随意契約**することができる
- 5 **行政財産**を指定地域共同活動団体に**貸し付け**することができる

※地方自治法一部抜粋

指定地域共同活動団体の指定等に関する条例(イメージ)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の49第2項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関する制度について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定地域共同活動【地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するもの】)

第2条 法第260条の49第2項第1号の条例で定める活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 生活支援に資する活動 ⇒ (国の例：買い物支援、高齢者の外出支援など)
- (2) 健康の維持増進に資する活動
- (3) 住民の交流促進に資する活動
- (4) 住民の生涯学習に資する活動
- (5) こども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 防犯、防災、減災に資する活動
- (9) 交通利便性、交通安全に資する活動
- (10) 協働のまちづくりに資する活動
- (11) 伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) 人口減少対策に資する活動
- (15) 空き家対策に資する活動
- (16) 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (17) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動
- (18) その他市長が必要と認める活動

【特定地域共同活動】

ここに定める【活動】が、市と特定地域共同活動団体との【支援】【調整】【随意契約】【行政財産貸付】の対象となる。

指定地域共同活動団体の指定等に関する条例(イメージ)

(指定要件【国の基準を基に作成】)

第3条 法第260条の49第2項第2号の条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の運営に関する主な事項を団体の構成員全員の意思に基づき決定すること。
- (2) 代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。
- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況を公表すること。
- (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるものに定められていること。

(指定要件【市が独自に定める要件】)

2 法第260条の49第2項第4号の条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主としてその活動を行う区域を真庭市地域づくり委員会設置条例(平成17年真庭市条例第24号)第3条に規定する地域自主組織の区域又は複数の地域自主組織が協働により運営する区域としていること。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 地域自主組織又は地域課題解決のための活動を行う地域の住民が主体となって運営するNPOが主体となり、かつ、規則で定める団体が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 協働のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。
- (5) 次に掲げる活動を行わないこと。
 - ア 特定の政治、思想、宗教的行事その他の団体の利害にかかわるものと認められる活動
 - イ 専ら私的営利を目的とする活動
 - ウ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる活動
 - エ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動

指定地域共同活動団体の指定等に関する条例(イメージ)

(申請【国の基準を基に作成】)

第4条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定める方法により市長に申請しなければならない。

2 法第260条の49第2項の規定による指定を受けた団体は、申請事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消【市が独自に定める要件】) 行政財産の貸付が可能であるため公の施設条例との整合性

第5条 市長は、指定地域共同活動団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 指定の権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 故意に施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他指定の趣旨に反する行為があったとき

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布日から施行する。

導入スケジュール(案)

市役所内意見聴取



地域自主組織等へ
意見聴取

令和7年9月



総務常任委員会へ
制度説明

令和7年9月



パブリックコメント

令和7年9月～10月



行政経営運営審議会
諮問と答申

令和7年10月



条例審査

令和7年11月



12月議会
条例案上程

令和7年11月



公布日施行予定

地域づくり委員会を通じた制度の周知
地域のとの相談窓口設置等(地域魅力化コーディネーター)

【参考】地方自治法の改正（第260条の49追加）

第二百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない。

- ② 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。
 - 一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(以下この条において「特定地域共同活動」という。)を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。
 - 二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。
 - 三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。
- ③ 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。
- ④ 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するものとする。
- ⑤ 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ⑥ 市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。
- ⑦ 市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まつて、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。
- ⑧ 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- ⑨ 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。
- ⑩ 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- ⑪ 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- ⑫ 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。